

2026 年度台湾市場向け公式 SNS 運営委託業務に係る 企画提案募集実施要領

この要領は、松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が 2026 年度台湾市場向け公式 SNS 運営委託業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

台湾市場に向けた多様な観光魅力の発信、効果的なアカウント運用と広告展開を実施することで、さらなる愛媛の認知度・関心度向上、誘客促進につなげるための企画を立案のうえ実施する。

2 業務内容等

(1) 業務名

2026 年度台湾市場向け公式 SNS 運営委託業務

(2) 実施期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 企画提案の応募資格・条件

以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な実績や知識を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前 6 月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 役員等又は経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

| 内 容 | 日 付 | 対応様式 | 提出方法 |
|-----------|------------|------------|-------------------|
| 企画提案募集開始 | 2月 19 日（木） | — | — |
| 参加表明書提出期限 | 3月 3 日（火） | 様式 1 | 郵送、持参、 又は電子メール |
| 質問書提出期限 | 3月 3 日（火） | 様式 2 | 電子メール |
| 企画提案書提出期限 | 3月 18 日（水） | 様式 4, 5, 6 | 郵送、持参、 又は電子メール |
| 審査 | 3月下旬 | — | — |

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡する。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし日本時間））とする。

5 応募書類

下記（1）～（3）の書類を電子メールで提出する場合は、送信後、電話にて着信確認を行うこと。提出期限内に受信確認できない書類については受理しない。

（1）参加表明書の提出

提出期限 2026年3月3日（火）午後5時まで

以下の書類を郵送、持参又は電子メール（締切必着）にて提出すること。

①参加表明書（様式1） 1部

- ・代表者印の押印または代表者の署名を付して提出すること。
- ・電子メールの件名は、「参加表明書（台湾向けSNS）」とすること。

②付属書類 各1部

- ・会社等の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）

※参加表明書提出後に参加を取り下げる場合は、2026年3月18日（水）午後5時までに参加辞退届（様式3・代表者印の押印または代表者の署名が必要）1部を郵送、持参又は電子メールにて提出すること。電子メールにて提出する場合は、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

（2）質問書について

提出期限 2026年3月3日（火）午後5時まで

質問書（様式2）を用いて電子メールにて提出すること。

- ・電子メールの件名は、「質問（台湾向けSNS）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 2026年3月18日（水）午後5時まで

以下の書類を郵送、持参又は電子メール（締切必着）にて提出すること。

郵送及び持参する場合は、①は1部、②～⑤の書類は各5部提出すること。

①企画提案書表紙（様式4）

- ・代表者印の押印または代表者の署名を付して提出すること。

②企画書（様式任意）

- ・形式：原則としてA4判、横書き、左綴じとする。着色・両面印刷可。
図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
- ・内容：総括（全体構成、企画コンセプト、PRポイント等）、業務実施体制、スケジュールは必ず記載すること。

③経費見積書（様式任意）

- ・別添「仕様書」の「4 業務内容」に示した項目ごとに、単価や単位を明示した積算内訳を記載すること。

④業務の統括責任者・従事予定者一覧表（様式5）

- ・本業務にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

⑤業務実績表（様式6）

- ・委託業務と類似の業務の受注実績（10件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

(4) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

松山空港利用促進協議会

事務局：愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課（担当：末廣・遠藤）

メール：kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp

endo-sakura@pref.ehime.lg.jp

(5) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、協議会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・本業務は、愛媛県及び松山市における2026年度当初予算の成立並びに協議会による2026年度事業計画の承認を条件として実施する。また、契約の締結は、2026年度予算が執行可能となる2026年4月1日以降に行うものとする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

| 審査項目 | 内 容 |
|--------|--|
| 企画提案内容 | ①事業趣旨を理解した提案となっているか。 ②提案内容が、具体性、妥当性、実現可能性のあるものとなっているか。 ③仕様書に記載されている内容が反映されているか。 ④台湾における愛媛県の認知度向上及び誘客促進に繋がる提案となっているか。 ⑤KPIの達成が十分見込まれる提案となっているか。 |
| 業務遂行能力 | ①業務遂行の実施体制は適切か。 ②全体スケジュールについて具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか。 ③業務を遂行するために必要十分な知識・知見、類似事業の受託実績等を有し、活用されているか。 |
| 経済性 | ①業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ②経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。 |

(3) 審査結果

- ・審査対象となったすべての参加者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該参加者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の参加者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済みの内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を日本語で締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀参加者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀参加者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

松山空港利用促進協議会

事務局：愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課（担当：末廣・遠藤）

電話：+81-(0)89-912-2311

メール：kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp